

# 平成24年度 公益財団法人那須塩原市農業公社事業計画書

## I. 基本方針

公益財団法人那須塩原市農業公社は、栃木県那須塩原市において農地利用集積円滑化事業その他担い手の確保・育成等農業構造の改善に関する事業を行い、農業の生産及び販売基盤を強化し、農業の振興及び消費者への食の安定供給を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的として次の事業を行う。

- (1) 農地利用集積円滑化事業
- (2) 農業者研修育成事業
- (3) 認定農業者育成事業
- (4) 農林業施設の管理運営事業
- (5) 都市農村交流促進事業
- (6) 農業情報の収集、分析及び提供事業
- (7) 地域農産物の研究開発及び商品化
- (8) シルバーファーマー事業
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

## II. 平成24年度実施計画

### 1 農地利用集積円滑化事業

経営規模の拡大や優良農地の保全、農用地の集積による効率的利用の促進を図るため、経営規模縮小農家及び兼業農家等から委任を受けてその者を代理して農用地を認定農業者等の規模拡大農家に対し貸付けを行う「農地所有者代理事業」、農用地を借受けて認定農業者等に貸し付けを行う「農地売買等事業」を実施して市内農用地の集積を図る。なお、公益財団法人に移行した当社にとっては、農地売買等事業の実績が公益事業の比率を高めるのに有効である為、当該事業の推進を図る。加えて、昨年度来農業者戸別所得保障制度における加算措置として位置付けられている規模拡大加算推進業務を引き続き実施する。

また、農用地の利用集積に係る国の施策として、集落や地域が主体となって、今後の地域農業のあり方や地域の中心となる経営体等を定めた「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」を作成し、集落の合意形成活動等を市町村が支援する事業が今年度新たに導入される。なお、このマスタープランに位置付けられた地域の中心となる経営体（借り手）に農用地が集積されることが確実に見込まれる場合に、市町村等がそれに協力する農用地所有者（出し手）に対して「農地集積協力金」を交付することとなるので、この元となる利用権設定業務についても前述の規模拡大加算推進業務と合わせて重点事業として、市、農業委員会、農業団体等と連携を密にしながら、市内農用地の集積、流動化を推進する。

#### （1）農地利用集積円滑化事業の目標

##### ア) 農地所有者代理事業

	代理委任契約締結	
	件数 (件)	面積 (ha)
黒 磯 地 区	118	110.0
塩 原 地 区	42	36.0
西那須野地区	53	43.5
合 計	213	189.5

イ) 農地売買等事業

	件数 (件)	面積 (ha)
黒 磯 地 区	57	62.0
塩 原 地 区	14	11.0
西那須野地区	7	6.8
合 計	78	79.8

※参考 (累積数値)

【公社が借手と貸手の間に入った契約】

	借 入		貸 付		賃 借 料 (千円)
	件数 (件)	面積 (ha)	件数 (件)	面積 (ha)	
黒 磯 地 区	160	200.0	160	200.0	30,680
塩 原 地 区	40	39.0	40	39.0	4,691
西那須野地区	1	1	1	1	15
合 計	201	240	201	240	35,386

※件数は農用地利用集積計画書数

(2) 利用権設定等の目標

【農地所有者代理事業+農地売買等事業の契約】

	新 規 賃 貸 借		再 設 定 賃 貸 借		計	
	件数 (件)	面積 (ha)	件数 (件)	面積 (ha)	件数 (件)	面積 (ha)
黒 磯 地 区	75	57.0	100	85.0	175	142.0
塩 原 地 区	12	15.6	44	31.4	56	47.0
西那須野地区	25	20.0	35	30.3	60	50.3
合 計	112	92.6	179	146.7	291	239.3

※件数は農用地利用集積計画書数

2 農業者研修育成事業

経営管理能力の向上や農業農村の活性化、農業の持続的発展を図るため、講演会、研修会、講習会等を開催する。また、農業者担い手を育成する一環として海外派遣研修を行う。

(1) 講演会、研修会の受講及び開催支援

(2) 農業者海外研修派遣

### 3 認定農業者育成事業

経営感覚に優れ、効率的かつ安定的農業経営を目指す中核的農業経営体を育成するため、関係機関と連携を密にしながら、経営改善相談や認定農業者の育成支援を行う。

#### (1) 認定農業者育成目標

	黒 磯 地 区	塩 原 地 区	西 那 須 野 地 区
再 認 定	89	20	32
新 規	5	2	2
合 計	94	22	34

※認定農業者数（平成24年9月末日現在）

黒 磯 地 区	塩 原 地 区	西 那 須 野 地 区	合 計
373	93	138	604

#### (2) 認定農業者指導会の開催

#### (3) 認定農業者会議及び研修会の開催

### 4 農林業施設の管理運営事業

那須塩原市との協定及び受託により農林業施設、道の駅「明治の森・黒磯」の管理運営を行うとともに、施設の機能を有効に活用する。地域農産物の紹介及び地域情報の発信、販売については、市・県と連携を図り「食の安心・安全」の確保に努め、生産加工流通の促進を図る。

また、旧青木家那須別邸を中心とした歴史・文化の継承に寄与する。

### 5 都市農村交流促進事業

都市生活者等との交流を促進し、消費者ニーズ等の情報把握やさらには農業への理解と促進を深めるとともに、市街地農地の有効利用をより一層促進する。また農村資源を有効活用した都市と農村の交流を行う。

#### (1) ふれあい農園の運営

黒 磯 地 区		塩 原 地 区		西 那 須 野 地 区		合 計	
箇 所	区 画	箇 所	区 画	箇 所	区 画	箇 所	区 画
6	113	2	41	6	177	14	331

## 6 農業情報の収集、分析、提供事業

農業関連の情報を収集・分析・提供して農業経営の改善を推進する。

また、栃木県、那須塩原市、農業関係機関・団体等との連携を密に行い、農用地や農業全般の情報、講演会、研修会等開催周知の情報等を市の広報、チラシ等の配布により広く提供を行う。

## 7 地域特産物の研究開発及び商品化に関する事業

地域の資源を活用した特産品を開発するための調査研究を行い、農産物の付加価値を高め農家所得の向上と農村の活性化を図る。

(1) 特産品の試作、研究開発

(2) 先進事例等の調査・研究

## 8 シルバーファーマー事業

昨年度市が実施したシルバーファーマー事業は、今年度より公社が主体となって実施する。農業に関心があり、労働意欲が旺盛な60歳前後の市民を対象に、園芸作物を中心に圃場での学習や机上研修を通じて生産技術の習得を図るべく、シルバーファーマー養成支援塾を昨年度に引き続き開講する。また、昨年度の受講者はシルバーファーマーとして人材登録バンクに登録し、同時に生産技術を持った労働者の労働力を確保したい農業者は、シルバーファーマー活用登録バンクに登録することで相互に情報提供を行い（マッチング）、雇用契約の締結を図る。本事業の実施によって農業経営の安定、生産性の向上等の地域農業の活性化を図る。

## 9 その他目的達成に必要な事業

その他公社の目的を達成するために必要な事業の推進を図る。

### ◆公益法人制度改革による公益法人移行認定

10月1日に名称変更による財団法人那須塩原市農業公社解散登記を行い、同日

10月1日に名称変更による公益財団法人那須塩原市農業公社設立登記を行った。

今後は、公益法人認定法に規定する規律を遵守し事業を行う。

### ①遵守事項

移行登記の日以降、法人には認定法の規律が適用となる。事業運営において、公益目的事業の収支相償、公益目的事業比率、遊休財産額保有制限、寄附募集の禁止行為、収益事業等の区分経理、役員等報酬等の支給基準等を遵守する必要がある。

## ②情報開示

その他、民による公益を増進する公益法人として、社会に対する情報開示も求められる。毎事業年度の事業報告、財産目録、役員等名簿、理事・監事及び評議員に対する報酬との支給の基準を記載した書類、運営組織及び事業活動状況の概要等に関する書類を作成し、これらの書類を5年間主たる事務所に備え置かなければならない。これらの書類や、定款、計算書類等について閲覧の請求があった場合は、正当な理由がない限り拒むことはできない。

## ③事業報告等

毎事業年度経過後3か月以内に（事業計画書・収支予算書等の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに）、財産目録等を行政庁（栃木県文書学事課）に提出しなければならない。

行政庁（栃木県文書学事課）が、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め又は立入検査が入る。